

## 令和 8 年 第 1 回高鍋町農業委員会臨時総会 議事録

- 開催日時 令和 8 年 7 月 2 1 日（火）午前 9 時から
- 開催場所 高鍋町役場 第 3 会議室

〔事務局長〕

皆さんおそろいですので、始めたいと思います。

ただいまから、令和 8 年第 1 回高鍋町農業委員会臨時総会を開会いたします。

本日の臨時総会は、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 1 項の規定によりまして、高鍋町長が招集しております。

この場に高鍋町長がお見えですので、ごあいさつを頂戴したいと存じます。

町長、よろしくお願いします。

〔町長〕

皆さん、おはようございます。

第 1 回目の臨時総会にあたりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

先ほど、令和 8 年第 2 回高鍋町議会定例会において、同意を得られました 7 名の方に、農業委員として任命書を交付させていただきました。

全国的に農業従事者の減少、高齢化が進んでおりますが、高鍋町におきましても同様であり、農業を取り巻く情勢は、年々厳しさを増している状況でございます。

農業委員会組織としては、農業生産の基盤となる農地は、国民のための限られた貴重な資源であることに鑑み、これを担う者の位置付けとともに、効率的な利用の追求と、適正利用の確立を図らなければなりません。

また、令和 7 年 3 月に地域計画が策定され、計画の策定で終わらず、地域の課題の解決、特に農地の集積集約化に向けた話し合いの継続や、10 年後の農地利用を反映した目標地図など、計画の実効性を高めるための見直しが重要であります。

地域農業が持続的に発展するためには、農地の集積集約化、遊休農地の発生防止、新規参入の促進など、いわゆる農地利用の適正化の推進が大変重要となっております。

このため、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様の、地域に密着した取り組みが必要不可欠でございます。

高鍋町の農業の発展のために御尽力を賜りますようお願い申し上げますと

もに、委員の皆様の御健勝と御活躍を御祈念申しあげまして、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いします。ありがとうございます。

[事務局長]

ありがとうございました。

町長におかれましては、ほかの公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

町長、ありがとうございました。

[町長]

すみません、どうぞよろしくお願いします。ありがとうございます。

[事務局長]

それでは、会次第の3番となります。

農業委員、事務局職員の紹介となっております。

後ほど、農地利用最適化推進委員を含めた場で、それぞれ自己紹介を予定しておりますので、この場は私のほうで、着座順に紹介させていただきます。

こちらの方から、幸妻正浩委員でございます。

上野光正委員でございます。

続きまして、長友和也委員でございます。

反対側にいきまして、坂元洋子委員でございます。

宮越美秋委員でございます。

大脇幸広委員でございます。

最後に、永友薫委員でございます。

次に事務局の職員を紹介いたします。

ほぼ御存じかと思いますが、一番向こうから、出口友紀でございます。

吉田竜人でございます。

[農地農政係長]

よろしくお願いします。

[事務局長]

金城朋子でございます。

[事務局長補佐]

よろしくお願いいたします。

[事務局長]

事務局長の杉英樹でございます。よろしくお願いいたします。

あと、こちらには来ておりませんが、会計年度職員で、金森克彦、松永朋子というのがありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして会次第4、それぞれの資料を見ていただくと分かりますけれども、臨時議長の選出を行います。

農業委員会等に関する法律において、臨時議長に関する規定がありませんので、町議会においての改選後、初議会における臨時議長の選出について規定をいたしました、地方自治法第107条を準用して、出席委員の中で年長の委員が、臨時に議長の職務を行うこととしたいと存じますが、これに異議ございませんか。

(異議なし)

はい。異議なしということなので、上野委員に臨時議長の職務をお願いします。

上野委員は、臨時議長席へお願いします。よろしくお願いいたします。

[臨時議長]

ただいま、年長者ということで、御指名をいただきました上野でございます。

今日は農業委員7名、全員が出席ということでございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しております。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず日程番号1番、仮議席の決定を議題とします。

仮議席は、お座りの議席といたします。

日程番号2番、それでは選挙1として、会長の選挙となっております。

高鍋町農業委員会会議規則第2条第2項の規定により、会長及び副会長は、委員会の委員の互選によって決めますので、同条3項において、互選は、全委員の氏名を記載した用紙を用いた無記名による記号式投票により行

い、得票多数をもって決定すると規定されております。

ただいまから、会長の選挙を行います。

まず、立会人を指名いたします。

立会人に仮番号 1 番、幸妻委員と 3 番の永友委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

これより投票用紙を配布いたします。

投票は、無記名記号式です。

票を入りたい委員の上に、○印の記入をお願いいたします。

まず、事務局が投票用紙を配ります。

(事務局 投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

配布漏れなしと認めます。

それでは、投票箱の点検を行います。

立会人をお願いします。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

仮議席番号の順番に投票をお願いいたします。

臨時議長である私は、最後に投票いたします。

では、よろしくお願いいたします。

(各委員投票)

投票漏れはありませんか。

それぞれ投票していただいたと思います。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

なお、最多得票数の者が複数いる場合は、その最多得票数の者を候補者として、再度投票を行います。

それでは開票を行いますので、幸妻委員と永友委員の立会いをお願いいたします。

(開票)

それでは、発表いたします。

投票総数 7 票中、有効投票が 7 票と認めます。

無効投票はありませんでした。

有効投票のうち、幸妻委員が 5 票、宮越委員が 2 票、以上のとおりです。

したがって、幸妻委員が会長に当選されました。

ただいま会長に当選されました幸妻委員に、新会長のごあいさつをお願いいたします。

[新会長]

はい。どうも投票ありがとうございます。

老体を打ちながら、自分のところでも働いてはいるのですが、今後 3 年  
間を、それ以上に老体にムチを打ちながら頑張っていこうと思っております。

それには、皆さんの協力なしでは出来ないものと思っておりますので、御協  
力方よろしくお願いします。

[臨時議長]

はい。ありがとうございました。

それでは、新会長のごあいさつがありました。

御承諾があったものと認めます。

議事整理のため、暫時休憩をいたします。

(暫時休憩)

[臨時議長]

はい。よろしいでしょうか。それでは、再開をいたします。

以上で、臨時議長の職務は、すべて終了いたしましたので、ここで新会長に  
交代いたします。

会長、議長席にお着きください。

(会長 議長席へ移動)

[議長]

再開いたします。

ここで、議事整理のために暫時休憩をいたします。

(暫時休憩)

[議長]

再開いたします。

日程番号3、選挙2ということで、副会長の選挙を行います。

まず、立会人の指名をします。

立会人に仮議席番号5番、坂元洋子委員、仮議席番号6番、宮越美秋委員、  
よろしくお願いします。

これより投票用紙を配付いたします。

投票は、無記名記号式です。

票を入りたい委員の上に、○印の記入をお願いいたします。

(事務局 投票用紙配布)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

投票漏れないと認めます。

投票箱を点検します。

立会人お願いいたします。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

仮議席番号の順番に投票をお願いいたします。

議長は最後に投票します。

(各委員投票)

投票漏れはありませんか。

投票漏れないと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

なお、最多得票数の者が複数いる場合は、その最多得票数の者を候補者として、再度投票を行います。

それでは、開票を行います。

宮越委員と坂元委員は、立会いをお願いいたします。

(開票)

投票総数 7 票、有効投票数 7 票、無効投票数が 0 票でございます。

有効投票数のうち、宮越委員 3 票、坂元委員 2 票、永友黨委員 1 票、長友和也委員 1 票、以上のとおりです。

したがって、宮越委員が副会長に当選されました。

ただいま副会長に当選されました、宮越委員に新副会長のごあいさつをお願いいたします。

[副会長]

副会長に選任されました宮越美秋です。

会長の票数を見たときに、私の名前が 2 票入ったときにちょっと嫌な予感はしていたのですが、中途半端な 3 票というので、やっていいものかみたいな雰囲気はありますけども、幸妻会長を支えながら副会長として 3 年間頑張っていきたいと思いますので、皆さんの協力をよろしくお願いして、あいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いします。

[議長]

ありがとうございました。

ただいま、新副会長のごあいさつがありました。

御承認があったものと認めます。

議事整理のため、暫時休憩に入ります。

(暫時休憩)

[議長]

再開いたします。

日程番号 4、議席の決定を議題といたします。

高鍋町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、委員及び推進委員の議席は、町長が委員を任命した後、最初の会議において抽選により定めることとなっております。

なお、慣例により、会長は議席番号 8 番、副会長は議席番号 7 番、4 番は欠番となっておりますので、今回もこのようにすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、議席番号1番から3番、同じく5番、6番の5つの議席をくじにより決定いたします。

それでは、仮議席の順番に抽選を行います。

(各委員くじを引く)

抽選漏れはございませんか。

抽選漏れ、なしと認めます。

抽選を終わります。

それでは、抽選の結果を報告いたします。

1番、長友和也委員、2番、坂元洋子委員、3番、上野光正委員、5番、永友薫委員、6番、大脇委員、7番、宮越委員、8番、幸妻となります。

以上のとおり決定いたしました。

それでは、議席の移動をお願いいたします。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

[議長]

再開いたします。

日程番号5、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定に定める議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、1番、長友和也委員、2番、坂元洋子委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の吉田竜人係長を指名いたします。

日程番号6、会期の決定につきましては、別記のとおり、本日7月21日の1日間とします。

日程番号7、議案第27号「高鍋町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局より、議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。説明いたします。

4 ページを御覧ください。

農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定に基づき農地利用最適化推進委員を委嘱しようとするものです。

農地利用最適化推進委員の定数は 7 名で、同数の応募がありました。

令和 8 年 5 月 18 日に開催いたしました、高鍋町農地利用最適化推進委員選定委員会で候補者として 7 名を選定しており、推進委員としての決定を本総会で承認をいただくものでございます。

それでは、候補者を読みあげます。敬称は省略させていただきます。

1 番、山本浩司。

2 番、加藤重利。

3 番、野口恵亮。

4 番、小原拓也。

5 番、久保田伸博。

6 番、奥村通晃。

7 番、沖田和也の 7 名でございます。

住所等の詳細は、議案を御覧ください。以上で説明を終わります。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり委嘱することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり委嘱することに決定いたしました。

日程番号 8、議案第 28 号「一般社団法人宮崎県農業会議普通会员の指名について」を議題といたします。

事務局より、議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

はい。説明いたします。

一般社団法人宮崎県農業会議定款第 6 条第 4 項第 1 号の規定により、宮崎県内の市町村に置かれる農業委員会の会長、または当該農業委員会が指名した委員を、宮崎県農業会議の普通会员たる資格を有する者とする規定がございます。

高鍋町農業委員会におきましては、会長以外の委員を普通会員として指名する必要性が特に認められないため、会長を一般社団法人宮崎県農業会議の普通会員としようとするものでございます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので採決いたします。

本件、原案のとおり指名することに、賛成委員の挙手を求めます。

はい。挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

日程番号 9、議案第 29 号「高鍋町農業委員会事務局職員の任免に関する申し合わせについて」を議題とします。

事務局より、説明をお願いいたします。

[事務局]

はい。説明いたします。

農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項の規定により、職員は、農業委員会が任免すると規定されております。

しかしながら、職員の人事異動につきましては、町長部局と同時に行われ、総会の開催日程によっては、総会に提案し承認を得ることが、困難な場合が生じる恐れがございます。

よって、向こう 3 年間、委員任期の期間における農業委員会事務局職員の任免につきましては、会長に一任することを申し合わせるものでございます。以上です。

[事務局長]

ちょっと補足します。

内容的には、単純には僕ら職員の辞令は、農業委員会となるので、この 7 名が任免したり、決済で判子を押したりとなるのですが、毎回その都度来てもらうというのが大変なので、この件に関しての辞令などに関しては、会長に委任しますよというのが、今の説明の中身になります。

なので、その都度、毎回来てもらおうというのが、通常の業務の部分でも会長に全部委任して、判子をもっていると同じような形で、職員の人事異動などがあるときの部分について、委任しますよというものの承諾の決ということになります。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、説質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり会長に一任することに、賛成委員の挙手を求めます。

はい。挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終了いたしました。

これをもちまして、令和8年第1回高鍋町農業委員会臨時総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

(閉会 09時33分)